

慈愛の権利と労働

——ジョン・ロックの救貧論

金 田 耕 一

17世紀の後半、市民革命により絶対王政が崩壊するとともに名誉革命体制が成立した。しかし、内乱によって国家の救貧行政は混乱して貧民はかえりみられず、また軍隊の解散によって浮浪者や貧民が増大した。この時代、浮浪者や乞食にたいする不安と恐怖が広がった。政府は取り締まりを強化し、浮浪者、乞食などを強制的に出生地または最後の居住地に送り返した。さらに1662年の定住法(The Law of Settlement and Removal)では、労働のための移動の禁止が定められた。絶対主義の崩壊とともに、救貧行政の中心的役割は国家から地方自治単位である教区に移ったが、貧民の増大による救貧税の増加は教区民にとっての負担となった。その一方で、重商主義における初期資本の本源的蓄積には、資本の蓄積と安価な労働力が必要不可欠であった。その解決策として、貧民を雇用することによって社会秩序を維持すると同時に、国富の源泉として活用するという考えにもとづく具体的な実践が始まったのである¹⁾。

1696年に設立された「通商植民委員会」では、救貧法問題が主要な議題のひとつとなった。その委員に選ばれたジョン・ロックは、かねてから準備していた独自の「貧民の雇用の方法を含む提言草稿」(Draft of a Representation, Containing Scheme of Methods for Employment of the Poor)を提出した²⁾。本稿では、ロックの救貧に

関する提言の背景にある彼の貧民観とその政治的帰結について検討する。

I

ロックは『統治二論』において、自然状態における慈愛の「権利」について言及している。

「万人の主であり父である神は、この世界の物の特定の部分へのそうした〔独占的〕所有権を神の子の誰一人にもあたえず、困窮する同胞にも、神の財産の剰余物にたいする権利をあたえたのである。それゆえ、同胞のさし迫った欠乏が必要としているときに、その権利を否定することは正当ではない。したがってまた、いかなる人間も、土地あるいは所有物への所有権によって、他の人間の生命を支配する正当な権力をもちえない。なぜなら、資産をもつ者が、そのあり余る財産の中から援助をあたえることをしないで同胞を死滅させることは、いかなる場合にも罪であるからである。正義が、すべての人間に、彼自身の誠実な勤労が産み出した物と、彼が受け継いだ祖先の正当な取得物とにたいする権原をあたえるように、慈愛は、人が生存のために他の手段をもたない場合に、極度の欠乏から免れさせるだけの物を他人の剰余物にたいして要求する権原(Title)をすべての人間にあたえる」(TT I 42/90-91 頁)³⁾。

1) 榎原朗『イギリス社会保障の史的研究 I』(法律文化社、1973年) 36-54 頁参照。

2) 生越利昭『ジョン・ロックの経済思想』(晃洋書房、1991年) 296-307 頁参照。

3) John Locke, *Two Treatises of Government*, P. Laslett ed. (Cambridge U. P., 1960). 『統治二論』加藤節訳(岩波文庫、2010年)。以下、本文では引用後に TT と略記し、前編を I、後編を II とし、段落番号/邦訳頁

すべての人は、彼自身の勤労によって得られた物と先祖から受け継いだ取得物の権利をもつことが「正義」(Justice)によって正当化される。それと同時に、すべての人が極度の欠乏から免れるために救済を受ける権利をもつことが「慈愛」(Charity)によって正当化される。したがって、さし迫った欠乏によって死の危機に瀕している者が、他人の剰余物にたいして要求する「権利」をもつとすれば、欠乏する人びとに財産を分けあたえることは財産をもつ者の「義務」である。17世紀、貧民はキリスト教的徳としての慈愛の対象であった。しかしロックの言明は、慈愛を受ける者と慈愛を施す者との関係を、権利義務の関係として描いている点で際立っている。慈愛は自然法が命じる義務である。ロックにとって自然法の目的は「平和と全人類の保存」であり(TTⅡ 7/299頁)、自分自身だけではなく他者をも可能なかぎり保存しなければならないのであって、それは神の意志である。ロックはフッカーを引用して、自分自身と同様に他者を愛することは「自然の義務」(TTⅡ 5/298頁)であると述べている。たとえロックにとっては、義務の対象は第一に自己であって、他者は第二であるとしてもである⁴⁾。

しかし、いついかなる場合にも、慈愛をめぐる権利と義務の関係が成立するわけではない。ロックは慎重に、二重三重にその関係に条件を設定している。それは第一に、慈愛の権利を要求する者の「さし迫った欠乏」が必要としているときであり、また第二に、要求する者が「生存のために他の手段をもたない」場合であり、第三にあたえられる物は「極度の欠乏から免れさせるだけの物」であり、最後に、救済を求められている者が「あり余る財産」を有する場合である。

このことをロックは、『自然法論』のなかでつぎのように述べている。「たとえば神をうやまう

形式とか、隣人の苦しみをなぐさめるとか、困っている人を助けたり、飢えている人に食物をあたえるとかいうように、外部にあらわれる行為が命じられることもある。こういうことについては、われわれはたえまなく義務づけられているわけではなく、一定のときに一定のしかたで義務づけられるのみである。われわれはたえずすべての人に住居をあたえ食物をほどこす義務があるわけではなく、貧しい人の不幸がわれわれの施しを必要とし、かつわれわれの資力が慈善をあたえうるときにのみ、この義務があるのである⁵⁾。そのような条件が満たされた場合、財産をもつ者が困窮する者の要求に応えることなく、同胞を死に至らしめることは「いかなる場合にも罪」である。しかし、自然状態において認められる慈愛の権利は、政治社会においてはどのようにして満たされるのだろうか。

ロックにおいて政治社会は、「固有権の保全」を目的として自然状態においてもともと各人が有していた権力を「立法者たる個人または合議体」へと委ねることによって創設される(TTⅡ 135/454頁)。委ねられるのは、ひとつは「なんでもあれ、自己および他人の保全のために適当だと思ふことをする権力」であり、もうひとつは、「自然法にたいして犯された犯罪を処罰する権力」(TTⅡ 128/444-45頁)である。後者が、自然法によって保障された固有権である「生命、自由、資産」の相互保全の侵害にたいして処罰をもって正義を実現する権力であるとすれば、前者は、自分自身と人類の保全のために適切なことをおこなうことであり、それには自己保存だけではなく他者の保存を意味する慈愛をなすことも含まれる。だとすれば、慈愛の権力も政治社会に委託されたと考えたい。

を記す。訳文は一部変更している。

4) 下川潔『ジョン・ロックの自由主義的政治哲学』(名古屋大学出版会、2000年)275頁参照。

5) John Locke, *Essay on the Law of Nature*, in Mark Goldie ed., *Political Essays* (Cambridge U. P., 1997), p.123. 『自然法論』浜林正夫訳(『世界大思想全集——社会・宗教・科学思想篇2』河出書房新社、1962年)175頁。訳文は一部変更している。

しかしロックは、『寛容についての書簡』では、すべての人の魂の配慮はその個人の問題であり、その人自身に委ねられるとしている。「貪欲は罪であり、それゆえ他人を助けられないこと、怠惰、その他多くのことを、人びとは一致して罪だとしている。しかし、それらが統治者によって罰せられるべきだなどとかつて考えた人はいるだろうか。それらが罪であると見なされる場合にであって、それらは法によって非難され、法的に禁じられるものではないのであって、その理由は、それらが他の人びとの所有物をそこなうものではなく、また公共の平和を乱すものでもないからである」⁶⁾。さし迫った欠乏に陥っている「貧しい不幸な人びと」は、財産をもつ者の慈愛の義務の履行によって、自己保存を実現することができる。しかしこれは、法的強制力によって保護されるような権利と義務の関係ではない。たとえ財産をもつ者がその義務を履行しないとしても、法的に処罰されることはない。したがって、慈愛の行為は「不規則で不確実」である⁷⁾。

統治者の役割はきわめて限定的なものであるように思われる。統治者は、個人が貧困に陥ったり、病気になったりしないように心を配ることはない。たしかに無慈悲は罪ではある。しかしそれは公的権力によって処罰を加えるようなものではない。法の役割は、個人の財産と健康を他人の暴力や欺瞞からできるかぎり守るためのものであって、個人を怠慢や浪費、無慈悲から守るためにあるのではない。ロックは、私的問題と公共問題とを峻別している。貧困とその救済は私的な問題であり、公共の役割は固有権の保護に、すなわち正義の実現にかぎられるのだと述べているように見

える。たしかに政治社会においても困窮する人びとに慈愛をなさぬことは自然状態においてと同様に「罪」(sin)ではあるが、それは法によって処罰されるような「犯罪」(crime)ではない。慈愛の実現は、あくまでもありあまるほどの財産を所有する個人の判断に任されている。つけくわえるならば、貪欲や怠惰もちろん「罪」であって処罰の対象となるような「犯罪」ではない⁸⁾。しかし、それが原因となって他人の固有権を毀損することになるような場合には、処罰の対象となるだろう。

一方でロックは、「利子の引き下げ及び貨幣価値の引き上げの諸帰結についての考察」では、「自分自身をまかなうことがほとんどできない人びとは、法によって最大限の^{ケア}配慮されるべきである」と「一般的な慈愛」は教えていると述べている⁹⁾。「法によって」という表現を文字どおりに受けとれば、ロックは統治を規制する原理のひとつとして慈愛をみなしていたと考えることもできる。

それゆえ政治社会は、「さし迫った欠乏」に瀕している人びとにたいして、ふたつの理由から対処すべきであることになる。ひとつは「一般的慈愛」の命令にしたがって、彼らを死に至らしめることがないように「最大限の配慮」をしなければならない。もうひとつは「正義」という観点から、怠惰な人びとの存在が他人の財産に損害を生じさせたり、公共の平和を乱したりすることがないように「処罰」しなければならない。

ロックは救済に関する提言において、「誰もが

⁶⁾ John Locke, *A Letter Concerning Toleration*, in Richard Vernon ed., *Locke on Toleration* (Cambridge U. P., 2010), p.28. 『寛容書簡』生松敬三訳『世界の名著 32 ロック・ヒューム』(中央公論新社, 1999年) 380-381頁。訳文は一部変更している。

⁷⁾ 下川潔『ジョン・ロックの自由主義政治哲学』274-5頁。

⁸⁾ 渡邊裕一「ジョン・ロックにおける慈愛の権利——その性質と役割についての検討」『学習院大学人文科学論集』第21号(2012年)1-31頁、同「ジョン・ロックと困窮者の生存権」『イギリス哲学研究』第38号(2015年)43-58頁を参照。

⁹⁾ John Locke, 'Some Considerations of the Consequences of Lowering of Interest and Raising the Value of Money', in P. H. Kelly ed., *Locke on Money I* (Oxford U. P., 1991) p.220. 『利子・貨幣論』田中正司・竹本洋訳(東京大学出版会, 1978年)14頁。訳文は一部変更している。

肉、飲み物、衣服と燃料を必要とする。それだけのものが、彼が労働するとしないとにかかわらず、王国の貯えから出ていく」(EP189/44頁)と述べている¹⁰⁾。だとすれば、彼はさし迫った欠乏を必要としている貧民にたいする公的支出がなされるべきことを認めていたのであり、すくなくとも国家による慈愛の義務を認めていたと解することもできるだろう。しかし同時に、「他人の労働によって扶養されている」貧民が就労すれば、公的支出を、つまり他人の負担を減じることができることも述べている。したがって、「真実にして妥当な貧民政策」は、「彼らが怠惰に他人の労働に依存して生きたりしないように配慮すること」である(EP189/44頁)。それは救貧が、他人の労働によって獲得された財産を毀損することがないようにすることであった。慈愛が「自分自身をまかなうことがほとんどできない人びとは、法によって最大限の配慮されるべきである」と教えるという場合の「配慮」と、「彼らが怠惰に他人の労働に依存して生きたりしないように配慮する」という場合の「配慮」とは、ロックの救貧に関する提言のなかでどのように重なり合うのだろうか。

II

ロックの救貧に関する提言は、貧民の増大の原因を探り、そのうえであるべき貧民の援助と統制を企図したものである。そこに一貫して流れるのは、有用な資源としての貧民という貧民観であり、貧民を放置することは国家の富の損失であるという思想である。

貧民の増大の原因についてロックがあたえた答えは明快である。「善なる神はこの時代を、以前の時代に劣らぬ豊かさで祝福して下さっている

のであって、それらの時代につづいた長い平和は、通商をかつてないほど豊かにしてくれたのである。それゆえ貧民の増加は、なんらかの他の原因によるのに違いなく、それは、規律の弛緩と風紀の退廃のほかではありえない。美德と勤勉がつねに相伴う一方、他方では悪徳と怠惰もまた、つねに相伴うのである」(EP184/37頁)。敬虔なキリスト教徒であったロックにとって、貧困の原因は「規律の弛緩と風紀の退廃」以外のなにものでもありえなかった。貧窮とはなによりも道徳的墮落の表徴であり、乞食行為は墮落・貧窮・悪行を助長する反キリスト的行為、「キリスト教の恥」(EP190/44頁)にほかならない。おそらく、このような発想の背後には、革命後の社会は革命以前に比較して道徳的改善がなされているべきであるという強い思いがあった。貧困や浮浪は神によってくだされた罰ではなく、むしろそうした問題を解決しえない個人の道徳的責任であるというわけである。したがって、ロックにとって、貧窮と怠惰はつねに一对のものとして扱われる。貧民の問題に対処することは、怠惰の問題に対処することである。

ロックは、救済を受けている貧民を、潜在的な労働能力と関係づけて3つのカテゴリーに分類する。第1に「みずからを扶養するうえでまったく無力な者」であり、第2に「完全にみずからを扶養することはできないまでも、ある程度はできる者」であり、第3に「みずからの労働によってみずからを扶養しうる者」である(EP184/38頁)。

第3のカテゴリーは、さらに2つに分類される。1つは、子供の数が多いためにみずからの労働では家族を扶養できない者、あるいはそのように「申し立てる者」であり、もう1つは、仕事が見つからないために物乞い、あるいはさらに卑しい行為でしか生活できない者、あるいはそのように「申し立てる者」である。ロックのもっとも厳しい判断は、この第3のカテゴリーの貧民にたいしてなされる。ロックからすれば、彼らは完全に自分の労働によってみずからを扶養することができるに

¹⁰⁾ J. Locke, 'An Essay on the Poor Law,' in M. Goldie ed., *Political Essays* (Cambridge U. P., 1997). 『ロック政治論集』山田園子・吉村伸夫訳(法政大学出版局, 2007年)。本文では引用後にEPと略記し、原書頁/邦訳頁を付す。訳文は一部変更している。

もかわらず、そうではないと「申し立てる」のであり、「その要もないのに他の人びとの労働に依存して生きている」のである。彼らは怠惰であるだけでなく、虚偽を「申し立てる」ことによって公共を欺いているのだ。

こうした貧民にたいして、ロックはまず現行の救貧法が厳格に適用されることを求める。問題を引きおこしているのは、救貧法の執行にあたる貧民監督官である。貧民監督官の多数は圧倒的に「無知」であり、「人びとを就労させるのが自分たちの最大の義務」であることを理解していない。そこで、怠惰な浮浪者の効果的抑止について、新しい法律の制定をロックは提案する。この法律の目的は、浮浪行為の厳格な処罰を定めることによって、浮浪行為を抑止すると同時に、就労への動機づけとすることである。

ロックが提案する新しい法律は、浮浪者、物乞いにたいする身体的処罰を中心としたものであるという意味で、ヘンリー8世以来の救貧法の伝統に即したものである。健全な身体をもつ14歳以上50歳未満の男が居住区外の沿海カウンティで許可証なく物乞いをおこなった場合には、至近の港町で重労働を課せられ、艦船が入港すると厳格な規律のもとに3年間の船上での労働を命じられる。不具あるいは50歳以上にして物乞いをおこなうすべての男は船上勤務を免除されるが、年齢にかかわらず内陸カウンティで物乞いをおこなうすべての男たちとともに、矯正院（house of correction）に送致され、3年間の重労働を課せられる。許可書を偽造した者は片耳を削がれ、再犯時には植民地に移送される。つまり、市民としての資格を奪われて追放されるのであり、実質的に奴隷の地位に落とされることと変わらない。¹¹⁾

女性と子供については、懲罰はやや手加減される。14歳以上の女が教区外で許可書なく物乞いをおこなった場合には、教区に送還される。その

女が再犯した場合には矯正院に送致し、3ヶ月の重労働を課される。14歳未満の男子または女子が物乞いをおこなった場合には、至近の就労学校に送致され、鞭打たれた後、夕刻まで就労させる。また男子または女子が居住地より5マイル以上離れた場所で物乞いをおこなった場合には、矯正院に送致され6週間以上就労させる。

これらの、完全にみずからを扶養するだけの労働能力があるにもかかわらず怠惰な暮らしや物乞いをしている貧民は、働くことができないとか仕事がないというふりをしているだけだというのがロックの前提である。だからこそ、これらの貧民にたいする処罰はできるかぎり厳しいものでなければならないし、労働を強制することによって彼らを矯正しなければならない。『寛容についての書簡』で、怠惰は罪であるが統治者によって処罰されることはないと言っていたのとは違って、貧民に関する提言において怠惰はきわめて厳格に処罰されるのである。

しかし、これらの人びとが働く意思はあるのに仕事がないのだと「虚偽の」申し立てをした場合にはどうなるのか。その場合には、教区の貧民保護官が、教区にたいして仕事のない貧民を通常よりも安価な労賃で雇用したい者がいるかどうかを問い合わせ、そのような者がいない場合には、仕事のない貧民を雇用することを教区の構成員に強制するのである。ここに、安価な労働力の供給というロックの経済思想の重商主義的性格を見ることができだろう¹²⁾。しかしロックはたんなる経済的諸関係以上のことを貧民に要求する。安価な労賃で働くことを貧民が拒んだ場合には、貧民は至近の港に送致され、3年間の艦船勤務を課せられる。沿海カウンティでない場合には、矯正院に送致される。矯正院は治安判事によって厳格に管理されなければならない。「もしその施設の懲罰によってはまったく改善しない頑迷な者がいれ

¹¹⁾ J. Tully, *An Approach to Political Philosophy: Locke in Context* (Cambridge U. P., 1993) p.235.

¹²⁾ 田中正司『新增補 ジョン・ロック研究』（御茶の水書房、2005年）292頁。

ば、その者の収容をさらに延長し、懲罰もさらに厳しくして、明らかな改善の証しを示すまでは、誰も解放してはならない」。それこそが、「その者がそこに送りこまれた目的」だからである(EP186/40頁)。

ロックはこうした処罰的な方法が「虚偽の申し立て」を抑止し、「労働可能でありながら働こうとしない貧民」を雇用することを促進するうえで、きわめて有効であると考えている。つまり物乞いや浮浪にたいして、身体的処罰、強制労働、場合によっては耳削ぎのような拷問、植民地への奴隷的移送をもって応えることが、救援抑制になると考えているのである。そうすれば「この類の者どもは、すみやかにきわめて少数になるか、またはまったく根絶される」だろう(EP188/43頁)。

教区税で扶養されている貧民の大多数をしめるのは、第2のカテゴリーの貧民、つまり「完全にみずからを扶養することはできないまでも、ある程度はできる者」である。「教区の税で扶養される貧民の大多数は、生計を立てるのに役立つことをおこなううえで、完全に無能でも、完全に意欲を欠くわけでもない」(EP188/43頁)。彼らは、自分の生活維持のためにながしかの労働ができる者である。力が衰えているものなほどこかの労働ができる者、仕事がないという口実で無為にすごす者、日雇い労働者の妻で多くの子供の世話のために働けない者などである。これらの人びとは、彼らにたいする教区の救援に加えて「彼女らの労働はまったく失われる」のであるから、「公けにとって非常な損失」である、とロックは言う(EP189/43-44頁)。彼らが就労すれば、国家の負担を減じることができるだけでなく、国家に多くの利益をもたらすことだろう。

たしかに、これらの人びとに対処するためにすでに救貧法が存在する。しかし、そうした法律は、救貧監督官たちの「法律の意図についての無知、または適正な執行の無視」のために、「救済を求める者たちの暮らしぶり、能力、または生業についての調査」を欠いたまま「怠惰に生きる者たち

を扶養するだけ」になってしまった。ロックは、こうした人びとを未使用の労働資源とみなし、「怠惰に他人の労働に依存して生きたりしないよう配慮」すべきであると主張する(EP189-190/44頁)。したがってロックの第2のカテゴリーに属する貧民に関する提案は、懲罰的というよりむしろ労働促進的なものである。貧民の多くは働く意思があるとしても、適切な仕事がないために、教区の給付に頼ったり物乞いをしたりするのである。問題は、適切な仕事があてがわれないことであるとともに、熟練度が低いために有用な仕事がおこなえないことである。このような人びとについては、できるかぎり仕事をあてがうべきであり、また生計の維持に不足する分があれば、教区の給付によってまかなうべきである。

ロックの提言の中で特に注目されるのは、労働者の子供を対象とする「就労学校」(Working School)を教区に設立することを求めていることである。教区の救済を受ける者の子供で、3歳以上14歳未満の子供は就労学校で雇用されねばならない。子供たちは就労学校で、紡績、編み作業その他のなんらかの毛織物産業に従事するかわりに、毎日の食事をあたえられる。これによってロックは、教区の負担増大の問題を一挙に解決しようと考えていた。育児から解放された母親は就労することができるので、救済を受ける必要がなくなり、その分教区の負担は軽減される。また、子供は就労学校で食事を現物給付されれば、放蕩な親に育てられて飢える危険がないばかりか、その方が「健康かつ頑強」になるだろう。そして、子供を就労学校に収容することによって、子供の扶養にかかる教区の負担が軽くなるにちがいない。その設立にあたってはいくらかの負担が教区には発生するものの、子供たちの労働による成果は、それを十分に埋め合わせることができるはずである。

教区の負担軽減だけがロックが就労学校に提案する理由ではない。貧民の子供を就労学校に入れる利点は、「それによって日曜日ごとに校長とと

もに彼らを教会に必ず来させ、それでなほほかの宗教心をもたせられる」ということである。子供たちは「怠惰でだらしない育てられ方」をしているために、「勤勉さにたいするのと同様、宗教と道徳にもまったく縁がない」からである。重要なことは、「子供も、ずっと善い秩序のなかに置かれて、良い食事をとり、幼少時代から労働になじむ」ことであり、それは以降の生涯において彼らを「真面目かつ勤勉にする」効果をもつことである（EP191-2/47頁）。この点で、ロックの提案は、労働促進的であると同時に、教育的なものである。

では、第1のカテゴリーである「まったく労働不能」の貧民についてはどうだろうか。彼らについては、ロックは救貧院（Hospital）に収容されること、および隣人の施しを受ける「自由」を認める。しかし、それは文字どおりの「自由」ではない。「貧民の行状と必要をもっともよく知るのは近隣の者であるから、貧民が必要を訴え、親切な人びとから食べ残しのパンや肉、または他の施しを受ける自由をもてるようにするため、貧民台帳に名前が登録されており、かつ所定の印を身につけている者だけが、それぞれの教区において、保護官が定める一定時間帯にのみ、施しを求め、受けることが許されるものとする」（EP197-98/54-55頁）。貧民にバッジを義務づけるという提案をおこなったのはロックが最初というわけではないにしても、ロックが慈愛の対象となる貧民にはスティグマが必要であると考えたことは明らかである¹³⁾。しかも施しは無規則におこなわれてはならない。許可された時間外や教区外において物乞いをおこなえば、14歳未満であれば就労学校に送致されて鞭打ちに処され、14歳以上であれば、矯正院に送致される。労働不能貧民だけが他の人びとの慈愛を受ける「権利」があるのだが、

その権利も懲罰の脅しによって成立するきわめて厳格かつ限定的で、そしてささやかなものにすぎない。慈愛ですら、統治によって厳格に管理されるのである。

ロックの提言は救貧法をその本来の姿に、「真実にして妥当な貧民救済」にすることを目的としたものである。それは本質的に怠惰な貧民にたいする処罰のシステムであり、労働のシステムであり、教育のシステムである。それは貧民の救済というよりも貧民の監視と統制を目的とするものであり、処罰の脅しと労働の強制をつうじて怠惰で不正直な貧民を、勤勉な習慣を身体化した正直な労働主体へと作り変えるためのシステムなのである。そして処罰と労働、教育の対象となりえないような労働能力をもたない人びとだけが、ささやかで厳しい慈愛の権利をもつことが許される。ロックの救貧に関する提言は貧民を有用な労働資源として活用し、それによって公共の利益、つまり国富を増大させようとするものであったように見える。しかし実は、経済的利益は表面的なものでしかない。ロックの真の目的は、労働をつうじて貧民を道徳化することであった¹⁴⁾。ロックの救貧に関する提言は慈愛をめぐる貧者と富者の権利義務関係を定式化したものでもないし、悲惨にあえぐ人びとにたいする「最大限の配慮」を定式化したものでもない。処罰と労働を利用して、「従順で有用な労働に慣らされた個人を作り出す」ことでしかないのである¹⁵⁾。

¹³⁾ A. L. Beier, "Utter Strangers to Industry, Morality and Religion: John Locke on the Poor," in *Eighteenth Century Life* 12, no.3 (November 1988), pp.28-41,37.

¹⁴⁾ M. フーコーは、ロックの「貧民報告書」が「規律の弛緩と風紀の退廃」を貧困の原因としていることに注意を促して、監禁の実際（pratique）と労働の強要との関係は「経済の諸条件」によっては完全に限定されないのであって、「その関係を維持し鼓舞しているのは道徳的意識である」としている。M. Foucault, *Histoire de la Folie à L'Âge Classique* (Gallimard, 1972), p.103. 『狂気の歴史——古典主義時代における』田村俣訳（新潮社、1975年）91頁。

¹⁵⁾ J. Tully, *An Approach to Political Philosophy: Locke in Context*, p.237.

III

しかし、そもそもなぜ人は怠惰になり、死の危険が迫るほどの貧窮に陥ってしまうのか。ロックは『人間知性論』において、人間にとって「事物はただ快苦との関連だけで善または悪なのである」と述べている(CHU II.20.2/(2)118頁)¹⁶⁾。すなわち、快を増大させ苦を減じるものが善であり、苦を増大させ快を減じるものが悪である。心地よさをもたらす事物が欠如しているとき、人間は「落ちつかなさ」(uneasiness)を感じ、欲望を抱く。人間の意志を決定するのはこの落ちつかなさであり、それこそが「人間の勤勉と行動」の主要な要因なのである。現にいる状態に甘んじているとき、「どんな勤勉、どんな行動、どんな意志」も残されていない(CHU II.21.34/(2)160頁)。

このような心の働きを作ったのはほかでもない神である。神は「飢餓その他の自然的欲望の落ちつかなさを人間のうちに置きたもうた」のであり、それは「自己保存と種の連続のために意志を動かし、決定」させるためである。もし自己保存と人類の保存という「善い目的」がたんなる観想としてあたえられるだけで、私たち人間が意志を決定して働かせるのに十分であるとすれば、この世に「自然の苦」(natural pain)というものもなかっただろう(CHU II.21.34/(2)161頁)。したがって、貧困に究極の原因をもとめるとすれば、それは人間が神に与えられた「自然の苦」に甘んじて落ちつかなさを感じず、それを克服しようとしなないことである。「どんなに富裕は貧困よりも利点があると人間を納得させ、暮らしの便利な設備は汚い貧窮(penury)よりもよいと承知させ認容させても、貧困と窮貧に甘んじて、それに落ちつかなさを見いださないうかぎり、この人は動かない。こ

の人の意志は、この人を貧困と貧窮から抜けださせるようなどんな行動にもけっして決定されない」(CHU II.21.35/(2)162頁)。

意志は選択に依存しているのだが、人はしばしばこの選択において誤る。たとえ誤ったものであるとしても人はそれを善であると判断し、意志する。人間の判断と好みは、しばしば私たちを誤って導くのである。目の前に善悪があたえられるときには、誤謬が生じることはない。「真面目に勤労する苦と飢えや寒さに凍死する苦が私たちの前にいっしょに並べられたら、〔凍死の苦を避け、勤労の苦を選んで〕どちらを選ぶかにだれも迷わないだろう」(CHU II.21.58/(2)200頁)。しかし眼前に善悪がないときには、しばしば人間は現在の不快を避けて、手近な満足を追求することになるのである。

したがって、人が困窮に陥るのは、「真面目に勤労する苦」と「飢えや寒さに凍死する苦」のあいだで、短絡的で誤った選択をしたことによる。この誤りは正すことができる。行動にともなう快不快を人間は変えることができる。「身体の好み」と同様に、適切な考察と反復や専心によって「心の好み」の習慣も変えることができるのである。「行動自身の快さは、行動をやりつけ、おこないつけることでもっともよく獲得されるし、また増大させられる。……反復によって、最初試めしにやったときはたぶん私たちを不愉快にしたものも好きにならせる。慣習には人を引きつける強い力があって、私たちの慣れたものに心の安らかさと快感という強い引力を注ぎこむので、私たちは習慣的实践によって私たちに適してしまって、そのため、私たちに推薦される行動をおこなわずにいられないし、すくなくも、この行動を省いては安らかでいられないのである」(CHU II.21.69/(2)217頁)。結局のところ貧窮は、そのような習慣的实践の欠落から生じる。だからこそ貧民には、真面目に勤労する苦のうちに安らかさと快さを見出すように労働の習慣を植えつけないければならぬのである。

¹⁶⁾ John Locke, *An Essay Concerning Human Understanding*, P. Nidditch ed., (Clarendon Press, 1979).『人間知性論』大槻春彦訳(岩波書店, 1972~1977年)。以下本文では引用後にCHUと略記し、巻、章、節/邦訳頁を付す。訳文は一部変更している。

しかし、そのように規律化された労働貧民は、ロックの考える政治的主体、つまり「理性的かつ労働する人間」としての市民になりえるだろうか。ロックの人格性および政治的主体の説明は、人間は理性と勤勉の能力をもって生まれたという彼の主張にもとづいている。そして、理性と勤勉の結果としての所有が労働によって現れることを述べた有名な一節がある。

「人間にたいして、神が世界を共有物としてあたえた。しかし、神は、世界を人間の利益になるように、また、そこから世界の最大限の便益を引きだすことができるようにあたえたのだから、神の意図が、世界をいつまでも共有で未開拓のままにしておこうということにあったとは到底考えられない。神が世界をあたえたのは、あくまでも勤勉で理性的な人間の利用に供するためであり（労働がそれにたいする彼の権原になるべきであった）、断じて、喧嘩好きで争いを好む人間の気まぐれや貪欲さのためではなかった」（TT II 34/332 頁）。

この一節の後に、「慈愛は、人が生存のために他の手段をもたない場合に、極度の欠乏から免れさせるだけの物を他人の剰余物にたいして要求する権原をすべての人間にあたえる」と述べた前編の一節とは対照的に、他人の労働によって得られた利益にたいしては、いかなる権原も主張しえないと述べる一節がつづく。その理由は、他人の利益に不平を言うこと、つまり権原を主張することは、「彼は、あきらかに、他人が苦勞して得た利益はなんの権利もないのに欲しはしたが、神が労働を加えさせるために他者との共有物としてあたえた土地は、それがすでに所有されているのと同じくらいたつぷりと、そして、彼がどうしていいかわからないくらい、また、彼の勤勉さも及びえないほど残されているにもかかわらず、欲しなかったことになる」からである（TT II 34/333 頁）。

この一節は救貧に関する提言における、貧民が「怠惰に他人の労働に依存して生きたりしないよう、配慮」すべきであるという主張と呼応してい

る。ロックにとって施しを求める貧民、救済を求める貧民は、みずからの労働によっていくらかでも利益を得ることができるにもかかわらず、勤勉で理性的な人間の労働の果実にたいして権原を主張する、勤勉でもなく理性的でもない人びとである。『統治二論』と救貧法に関する提言は、労働の能力が人間にとって涵養されるべき能力であり、満たされるべき義務であったという点で一致している。だからこそロックにとって、貧民を救済することよりも、貧民を労働する主体へと規律化することこそが重要なのである。

もちろん労働が本質的であるのは貧民にとってだけというわけではない。別の論考でロックは、富裕な人びとについても労働の意義を強調している。「われわれは、神がこの世でわれわれに労働を必要とさせたのは、神の慈悲の印と見なすべきである。それは、たんに、悪い人間がぶらぶらしているときにそうしがちである悪行から人類を守るだけではない。怠惰の悪や、いつも座って勉強することにつきまとう病気からも守られるという、善や美德にさえ益になる」。これは、肉体労働をせずに学問にふける裕福な郷紳に労働の徳を説くものであるが、しかしどれほど労働が人間にとって、あるいは信仰を有する人間にとって本質的なものであり、怠惰が神の慈悲に背くものであるかを説明している。「この世で労働が正しく指揮され分配されるなら」、今以上にこの世には、知識、平和、健康そして豊かさが溢れ、「人類は今よりももっと幸せになるだろう」とロックは結論づける¹⁷⁾。

ロックの救貧法に関する提言の底流にあるのは、カルヴィニズムの厳しい労働観である。カルヴィニストの家庭に育ったロックは、生涯にわたってその厳格な社会倫理を抱きつづけた。誰もか職業をもつべきであり、その職業をつうじて神

¹⁷⁾ John Locke, "Labour," in M. Goldie ed., *Political Essays* (Cambridge U. P., 1997) p.326, 328. 『ロック政治論集』294, 296 頁。

に求められた道徳的責任をはたすべきである。乞食とはみずからの怠惰をキリストの名において隠蔽するという流神行為であり、誰も乞食に施しをする義務はないのである¹⁸⁾。だからこそ彼の目的は、たんに貧民を困窮から抜け出させるというよりも、貧民をより望ましい勤勉な主体へと変えることにあったことは明らかである。

しかし、労働をつうじて貧民は勤勉な主体になりうるとしても、同じように理性的な主体になりえるだろうか。ロックが貧民を生まれながらにして理性に欠陥がある人びとだと考えていなかったことはたしかである。ロックは『知性の正しい導き方』で、人は誰でも理性をそなえていると述べている。しかし、人によって理性のありようには差異がある。身体と同じように、心のありようも慣れと訓練によって決まる。「私たちは生まれながらにして理性的被造物である、と言うこともできるが、慣れと訓練だけがそうするのであって、実際には勤勉と専心が導いてくれる程度にしか理性的ではない」のである。ほとんど教育を受けたことがなく、耕作すること以上に思考したことがない農民、日々の労働以外のこと以外には考えたこともない日雇い労働者は、その生活の領域から引き離されれば「白痴とほとんど同様」になってしまう¹⁹⁾。

ロックは、農民や労働者の理性を向上させることができると言っているわけではない。それには慣れと訓練、時間と機会が必要であると言っているのである。しかしロックの救貧に関する提言のなかで、貧民にはそのような時間も機会もあたえられていないし、就労学校において子供たちに

あたえられるのは、もっぱら職業訓練と宗教教育でしかない。一般に知識や学問は「安楽で暇のある人たちだけの務め」であり、特定の仕事についている人びとは「自分が毎日おこなっている仕事」について正しく思考し、推論することに努めるべきである。しかし宗教について言えば、暇な時間のない人びとも適切に導かれ、「然るべき配慮」があたえられさえすれば、立派な宗教感覚と理解にまで達することはできる。イングランドの日雇い労働者よりもはるかにひどい欠乏と貧困にあえぐフランスのプロテスタントの小作農たちでさえ、「自分の宗教をずっとよく理解している」のである²⁰⁾。ロックの教育の世界はふたつの階級によってはっきりと分けられている。一方の階級にとっては、公的事柄であれ私事の処理であれ、「ともかく支配する能力」が必要とされ、他方の階級にとっては「敬虔で有用な服従」だけが求められるのである²¹⁾。

ロックは「やっとその日暮らしの生活」をする労働者の政治的立場についてつぎのように述べている。「……労働者の分け前は、ぎりぎりの生存維持分以上になることがめったにないので、この種の人びとがそれ以上のことを考えたり、(共通の利害関係にあるものとしての)彼らの分け前のために金持ちと争ったりする時間や機会を持つ余裕はない……。しかしある共通の深刻な困窮が、彼らを団結させてひとつの全面的な騒動に導き、[金持ちにたいする]尊敬を忘れさせ、武力によって彼らの窮状を切り開くように勇気づけるときには、そのかぎりではない。その場合には、彼らは時には突然金持ちに襲いかかり、洪水のようにあらゆるものを一掃してしまう。しかしこうしたことは、怠慢で管理を誤った政府の失敗による場合

¹⁸⁾ J. Dunn, *The Political Thought of John Locke: An Historical Account of the Argument of the 'Two Treatises of Government'* (Cambridge U. P., 1969), pp.227-228, p.259.

¹⁹⁾ John Locke, *Of the Conduct of the Understanding*, in J. W. Adamson ed., *Some Thoughts Concerning Education* (Dover, 2007), pp.196-197. 『知性の正しい導き方』下川潔訳(ちくま書房, 2015) 41-42頁。訳文は一部変更している。

²⁰⁾ John Locke, *Of the Conduct of the Understanding*, pp.201-202. 『知性の正しい導き方』50-51頁。

²¹⁾ H. Laski, *The Rise of European Liberalism: An Essay in Interpretation* (George Allen & Unwin, 1936), p.91. 『ヨーロッパ自由主義の発展』石上良平訳(みすず書房, 1951) 86頁。

以外には、めったに起らないものである」²²⁾。

その日暮らしの生活をしている労働者たちは、彼らの共通の利害について考える時間や機会をもつ余裕もない。彼らは日々の生活に精一杯であり、政治的行動をおこすことなどできない。政府の怠慢と管理の失敗によって度を越した困窮に陥った労働者が騒乱を起こすことはあるかもしれないが、そのようなことは「めったにない」。よほどのことがないかぎり、たとえ生きぎりぎりの困窮にあえいでいるとしても、貧しい労働者は裕福な人びとへの「尊敬」を失うことのない従順な人びとであるし、そうであるべきであるとロックは語っているように思える。ロックが市民の資格条件として理性的かつ勤勉であることを求めたのにたいして、労働者に求めるのは勤勉かつ従順であることである。労働者はどうあっても政治社会を構成する市民たりえず、「国家政策の対象、管理の対象」でしかない。ロックは貧民を「みずから選んで墮落した者」とみなし、「十分に合理的な生活を送れない者」とみなした。彼らを勤勉な労働者にしようとしたが、合理的な市民にしようとは考えもしなかったのである²³⁾。

重要なことは、このような貧民観がロックに特有なものではなく、17世紀から19世紀いたるまで広く共有されていたということである。17世紀の重商主義思想を背景にして、貧民を雇用することによって利潤を上げるとともに、労働習慣を植えつけて有用な労働力として活用するという考えにもとづく「貧民の有利な雇用」論を主張するパンフレットが数多く登場した。利益と博愛を結合し、救貧問題に営利原則によって対処しようと

したこれらの「貧乏の新業」（トニー）は多かれ少なかれ、ロックの救貧観を共有している²⁴⁾。

サミュエル・ハートリブは、『ロンドンの慈善』（1649）において、「誠実で無力な貧民」は救済すべきであるが、「労働可能で頑強な身体をもつにもかかわらず労働しない貧民」には矯正が必要であり懲治院に送られるべきであると述べた。彼の救貧対策は、無知で怠惰な貧民を雇用し、労働をつうじた訓練によって有用な労働力にすることであった。それは「立派な仕事」であり、教区における救貧税の負担を軽減し、その結果として国家の財政は潤うことになる。イングランドには多くの未開、不毛の土地があり、多くの人手がある。「もしこの双方を改善すれば、イングランドは神の恵みにより、現在よりはるかに富んだ国になるだろう」²⁵⁾。ジョサイア・チャイルドは『新交易論』（1693）において、貧民のうち頑健な者は「若いときに身についた怠惰な習慣のためにその後永久に労働をきらうようになり、王国を盗人と乞食でみたす」ようになったのだと述べる。そのような貧民を就労させることは公共の利益にかなうのであり、貧民に施与するよりも、「貧民を王国にとって有用にする目的で、かれらを就労させ教育する」ために施与するほうが、「よりいっそうの善行」である。雇用は、それが利益になるか否かが重要なのではない。「国民の大事業はまず貧民を物乞いと飢餓からまもり、労働および訓練の能力ある

22) John Locke, *Some Considerations of the Consequences of the Lowering of Interest, and Raising the Value of Money*, p.236, pp.290-91. 『利子・貨幣論』34頁, 111頁。

23) C. B. Macpherson, *The Political Theory of Possessive Individualism: Hobbes to Locke* (Oxford U. P., 2011), pp.223-226. 『所有的个人主義の理論』藤野渉・将積茂・瀬沼長一郎訳（合同出版, 1980年）251-253頁。

24) R. H. Tawny, *Religion and the Rise of Capitalism* (Verso, 2015), pp.251-270. 『宗教と資本主義の興隆』（下）出口勇蔵・越智武臣訳（岩波書店, 1959年）176-205頁。

25) Samuel Hartlib, "London Charity enlarged," in *The Hartlib Paper* (www.hrionline.ac.uk/hartlib), 2016.8.16. ハートリブの救貧思想については、以下の文献を参照。亀山潔「イギリス重商主義と貧民——17世紀における貧民雇用の諸提案を中心として」『国士館大学政経論叢』第15号（1971年）123-152頁；芳賀守「サミュエル・ハートリブの社会・経済思想について（下）」『商學論集』47巻3号（1979年）153-216頁；浜林正夫「イギリス革命期の経済思想（IV）——貧民問題」『商學討究』第17巻3号（1966年）21-58頁。

ものを、彼らが今後王国にとって有用なメンバーになるように、慣らすことだけだからである」²⁶⁾。

ロックの友人であり、彼の救貧案に影響をあたえたされるトマス・ファーマンは、実際にロンドンでワークハウスを経営していた。『貧民雇用の提案』(1678)で彼はつぎのように述べる。「わが国の貧民に衣食をあたえる唯一の方法は、彼らに労働をさせること」であり、労働習慣のない浮浪者や身体頑強な乞食は、「ガリー船の乞食が櫓にしばりつけられていたのと同様に、労働に向けさせなければならない」。同じくロックの友人であり、ファーマンの協力者であったジョン・ケアリーは、ワークハウスによって、「われわれは乞食から解放された。わが高齢者たちは安楽な生活をしており、少年少女は教育を受け、喜んで労働するように躡けられている」と述べている²⁷⁾。

これらの提案や実践は、ロックの救貧に関する提言と、貧民を有用な労働力として雇用し公共の利益に役立てるという発想においては、大きな違いはないように見える。しかしこれらのパンフレティアたちの提案は、ロックの提言ほどには労働者にたいして抑圧的ではないし、懲罰的でもない。たとえばチャイルドはつぎのように述べる。「貧民は、どのような資質のものであれ、目にとまりしだい、無益に場所から場所へとかれらを追いやりたり彼らの身体をさいなんだりすることなしに、ただちに彼らのみいだされたところで救助され、あるいは仕事をあたえられるであろう」²⁸⁾。重商主義の時代の多くのパンフレティアにとって貧民の労働はそれ自体で国富の源泉と見なされ

ていたため、労働を有効に組織化して利潤を上げること提案の主眼がおかれていた。しかし、ロックは貧困をあくまでも貧民個人の道徳的墮落の結果として見なしているために、それだけ抑圧的かつ懲罰的なものになっていると言えるだろう²⁹⁾。

17世紀の最後の四半世紀に数多く提案された「貧民の有利な雇用論」をうけて、18世紀には多くのワークハウスが設立されることになる。その初期には乞食が減少し、救貧税の減少をもたらしたものの、長期的にみれば期待されたほどの利潤を産むことはなかった。明らかになったのは、経済的には失敗ではあったが、貧民による救済申請を抑制する効果があることであった。貧民がワークハウスへの収容を忌避した結果、救済請求が急激に低下したのである。1772年には後に「ワークハウス・テスト法」として知られるようになる「ナッチブル法」が成立した。これによりワークハウスは、雇用と救済の手段としてではなく、救済の抑制と労働意欲のテストの手段として用いられることになる。救済を請求する貧民はワークハウスに入ることを強制され、そこで厳しい生活条件と規律と懲罰のもとで労働を課された。それを拒否した場合には救済を受ける資格を喪失する。こうしてワークハウスは救済と雇用の場ではなく、処罰と抑圧の場としての「恐怖の家」(House of Terror)となった³⁰⁾。「貧民の有利な雇用論」の経済的前提が破綻するとともに、その道徳的で懲罰的性格が前面に浮き上がったのである。このような「貧民の有利な雇用」から「貧民の抑圧的管理」へといたるワークハウスの思想的基盤のひとつとして、ロックの救貧に関する提言を位置づけることができるのである。

26) Josiah Child, *A New Discourse of Trade* (Gale ECCO Print Edition), p.61, p.74. 『新交易論』 杉山忠平訳 (東京大学出版会, 1967年) 123, 140頁. 訳文は一部変更している。

27) Thomas Firmin, *Proposals for the Employing of the Poor* (EEBO Edition), p.5; 榎原朗『イギリス社会保障の史的研究 I』53-54頁. ロック自身もワークハウス設立に関してメモを残している。

28) Josiah Child, *A New Discourse of Trade*, p.73. 『新交易論』138頁。

29) 小山路男『イギリス救貧法史論』(日本評論新社, 1962年)83頁。

30) 榎原朗『イギリス社会保障の史的研究 I』71-76頁。

参考文献

- A. L. Beier, "Utter Strangers to Industry, Morality and Religion: John Locke on the Poor," in *Eighteenth Century Life* 12, no.3 (November 1988), pp.28-41.
- Josiah Child, *A New Discourse of Trade* (Gale ECCO Print Edition). 『新交易論』杉山忠平訳（東京大学出版会, 1967年）.
- John Dunn, *The Political Thought of John Locke: An Historical Account of the Argument of the 'Two Treatises of Government'* (Cambridge U. P., 1969).
- Thomas Firmin, *Proposals for the Employing of the Poor* (EEBO Edition)
- Michael Foucault, *Histoire de la Folie à L'Âge Classique* (Gallimard, 1972). 『狂気の歴史——古典主義時代における』田村俶訳（新潮社, 1975年）.
- 芳賀守「サミュエル・ハートリブの社会・経済思想について（下）」『商学論集』47巻3号（1979年）153-216頁.
- 浜林正夫「イギリス革命期の経済思想（IV）——貧民問題」『商学討究』第17巻3号（1966年）21-58頁.
- 榎原朗『イギリス社会保障の史的研究Ⅰ』（法律文化社, 1973年）.
- 亀山潔「イギリス重商主義と貧民——17世紀における貧民雇用の諸提案を中心として」『国士館大学政経論叢』第15号（1971年）123-152頁.
- 小山路男『イギリス救貧法史論』（日本評論新社, 1962年）.
- Harold Laski, *The Rise of European Liberalism: An Essay in Interpretation* (George Allen & Unwin, 1936). 『ヨーロッパ自由主義の発展』石上良平訳（みすず書房, 1951）.
- John Locke, 'An Essay on the Poor Law,' in M. Goldie ed., *Political Essays* (Cambridge U. P., 1997). 『ロック政治論集』山田園子・吉村伸夫訳（法政大学出版局, 2007年）.
- John Locke, "Labour," in M. Goldie ed., *Political Essays* (Cambridge U. P., 1997). 『ロック政治論集』山田園子・吉村伸夫訳（法政大学出版局, 2007年）.
- John Locke, *Essay on the Law of Nature*, in M. Goldie ed., *Political Essays* (Cambridge U. P., 1997). 『自然法論』浜林正夫訳（『世界大思想全集——社会・宗教・科学思想篇2』河出書房新社, 1962年）.
- John Locke, *An Essay Concerning Human Understanding*, P. Nidditch ed., (Clarendon Press, 1979). 『人間知性論』大槻春彦訳（岩波書店, 1972～1977年）.
- John Locke, *Of the Conduct of the Understanding*, in J. W. Adamson ed., *Some Thoughts Concerning Education* (Dover, 2007). 『知性の正しい導き方』下川潔訳（ちくま書房, 2015）.
- John Locke, *Two Treatises of Government*, P. Laslett ed. (Cambridge U. P., 1960) 『統治二論』加藤節訳（岩波文庫, 2010年）.
- John Locke, *A Letter concerning Toleration*, in R. Vernon ed., *Locke on Toleration* (Cambridge U. P., 2010). 『寛容書簡』生松敬三訳『世界の名著32 ロック・ヒューム』（中央公論新社, 1999年）
- John Locke, 'Some Considerations of the Consequences of Lowering of Interest and Raising the Value of Money,' in P. H. Kelly ed., *Locke on Money I* (Oxford U. P., 1991). 『利子・貨幣論』田中正司・竹本洋訳（東京大学出版会, 1978年）.
- C. B. Macpherson, *The Political Theory of Possessive Individualism: Hobbes to Locke* (Oxford U. P., 2011). 『所有的个人主義の理論』藤野渉・将積茂・瀬沼長一郎訳（合同出版, 1980年）.
- 生越利昭『ジョン・ロックの経済思想』（晃洋書房, 1991年）.
- 下川潔『ジョン・ロックの自由主義的政治哲学』（名古屋大学出版会, 2000年）.
- 田中正司『新增補 ジョン・ロック研究』（御茶の水書房, 2005年）.
- R. H. Tawny, *Religion and the Rise of Capitalism* (Verso, 2015). 『宗教と資本主義の興隆』出口勇蔵・越智武臣訳（岩波書店, 1959年）.
- James Tully, *An Approach to Political Philosophy: Locke in Context* (Cambridge U. P., 1993).
- 渡邊裕一「ジョン・ロックにおける慈愛の権利——その性質と役割についての検討」『学習院大学人文科学論集』第21号（2012年）1-31頁.
- 渡邊裕一「ジョン・ロックと困窮者の生存権」『イギリス哲学研究』第38号（2015年）43-58頁.